

市県民税(住民税)申告相談受付日程・会場

混雑を避けるため、できるだけ指定日に来場ください。(他の指定日に来場することも可能です)
※2/17、27、3/3、15は混雑が予想されます。

開催期間
2月6日(休)～3月17日(月)

日奈久	新開町、大坪町、新田町、山下町、竹之内町、浜町、東町、中町、上西町、中西町、下西町、馬越町、栄町、平成町、塩北町、塩南町	2/6 (休)	9:00～11:30 13:00～16:00	日奈久コミュニティセンター 1階会議室
二見	洲口町、本町、赤松町 下大野町、野田崎町	2/7 (金)	9:00～11:30 13:00～16:00	二見コミュニティセンター 会議室
東陽	南 河俣	2/10 (月)	9:00～11:30 13:00～16:00	東陽コミュニティセンター 3階会議室
	北 小浦	2/12 (水)	9:00～11:30 13:00～16:00	
泉	板木、保口、椎原、朴の木、小原、久連子	2/13 (木)	13:00～16:00	振興センター五家荘
	上樫木、下樫木、西の岩、黒原、葉木	2/14 (金)	9:00～12:00	
	柿迫地区	2/13 (木)	9:00～11:30	泉支所
	栗木地区	2/13 (木)	13:00～16:00	2階会議室
鏡	下岳地区(本屋敷～土生)	2/14 (金)	9:00～11:30	
	下岳地区(井櫃～矢山)	2/14 (金)	13:00～16:00	
	駅前、下有佐、有佐、 中島、下村、内田、宝出、 鏡村、津口、芝口、野崎、 上鏡、鏡町、外出、北出	2/17 (月)	9:00～11:30 13:00～16:00	鏡支所 3階会議室
	大還、貝洲、碓原、塩浜、北新地 鏡校区全域	2/19 (水)	9:00～11:30 13:00～16:00	
千丁	上土、上外牟田、下外牟田、北村、太牟田塘 西牟田上、西牟田下、二の丸、八代新地、川開	2/20 (木)	9:00～11:30 13:00～16:00	千丁支所 2階会議室
	北吉王丸、南吉王丸、新牟田一、新牟田二 新牟田三、東牟田	2/21 (金)	9:00～11:30 13:00～16:00	
	西部、深水、中谷 百済来下、百済来上 鎌瀬、中津道、市ノ俣、川嶽、鶴喰、田上 鮎俣、坂本、荒瀬、葉木	2/25 (火)	9:00～11:30 13:00～16:00	坂本コミュニティセンター 会議室
代陽、八代、龍峯	2/27 (水)、28 (金)			
	松高、郡築、昭和	3/3 (月)、4 (火)	9:00～11:30	市役所本庁舎
高田、金剛	3/5 (水)、6 (木)	13:00～16:00	1階多目的ホール	
植柳、麦島、宮地(宮地東を含む)	3/7 (金)、10 (月)	午前中は窓口が大変混み合います。午後の来場の協力をお願いします。	申告会場特設電話 ☎45-5510	
太田郷	3/11 (火)、12 (水)			
八千把	3/13 (木)、14 (金)			
全市内(上記の指定日に申告できなかった人)	3/15 (土)			
	3/17 (月)	10:00～11:30 13:00～16:00	市役所本庁舎 2階会議室(206.207 会議室)	

税務署が開設する申告相談会場

- 開設場所 八代税務署 3階会議室
- 開設期間 2月17日(月)～3月17日(月)(土日祝日を除く。)
- 受付時間 9:00～16:00

会場に入場する際は、「入場整理券」が必要です。当日配布に加えて、オンライン事前発行も行います。詳しくは、国税庁ホームページを確認ください。

申告相談会場では、自身のスマホを利用し、「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書等を作成、e-Taxによる送信(提出)する指導を行っていますので、スマホとマイナンバーカードを持参して来場ください。

●確定申告書等作成コーナー

スマホとマイナンバーカードを利用して、自宅から申告書などの作成・e-Taxによる送信(提出)ができます。

問合せ 国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901 八代税務署 ☎32-3141※自動音声案内



国税庁ホームページ



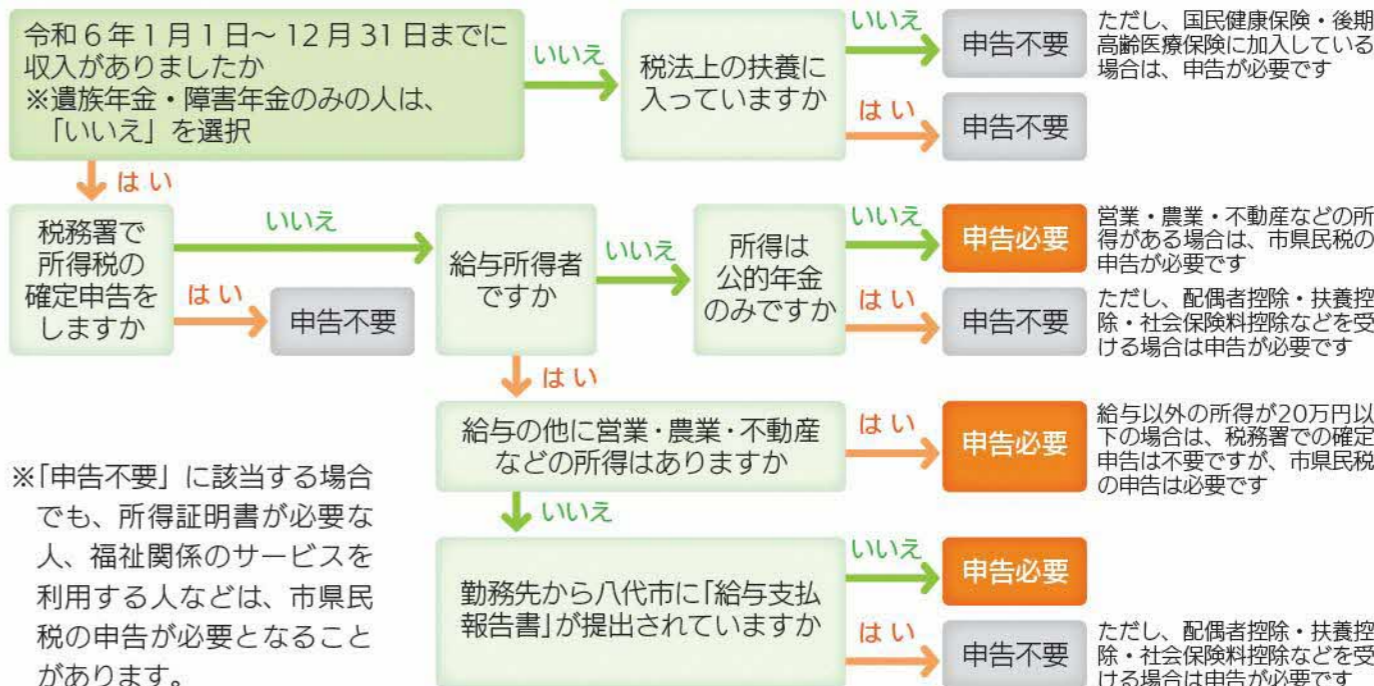
確定申告書等作成コーナー

令和7年度 市県民税(住民税)の申告相談

問合せ 市民税課 ☎33-4107

市県民税の申告が必要な人

令和7年1月1日現在、本市以外に居住していた人は、居住していた市町村に問い合わせください。



※「申告不要」に該当する場合でも、所得証明書が必要な人、福祉関係のサービスを利用する人などは、市県民税の申告が必要となる場合があります。

申告に必要なもの

- ①「マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類」
※代理人による提出の場合は、「委任状」、「代理人の本人確認書類」も必要です。
- ②収入、所得を証明できる書類

給 与	給与所得の源泉徴収票、給与明細書
公 的 年 金	公的年金等の源泉徴収票
営 業、農 業、不 動 産	収入と必要経費をまとめた収支内訳書
そ の 他	満期保険、個人年金、講師料、謝金などの支払明細書、配当金明細 (JA 等) など

③所得控除の対象となる書類 (書類がない、資料内容に不備がある場合は控除適用できません)

社 会 保 険 料	健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険などの支払証明書または領収書
生 命 保 険 料	生命保険会社等が発行する控除証明書
医 療 費	医療費通知のお知らせ、領収書(明細書は事前に記入してください。)、おむつ証明書など
そ の 他	地震保険料控除証明書、寄附金控除証明書、障がい者手帳、障害者控除対象者認定書(※)など

(※)障害者控除のうち要介護認定者に関する基準が65歳以上で要介護1から5に変更になりました。[問合せ]介護保険課 ☎33-4438

郵送で申告する場合

「令和7年度市県民税申告書」に住所、氏名、生年月日、電話番号などの必要事項を記入し、①～③のコピーを同封し、郵送してください。

申告用紙の配布場所

市役所本庁市民税課、各支所、各コミュニティセンターに置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。